

厳罰化は国際的な流れだ

独禁法改正案

談合やカルテルといった不正行為を、これまで以上にやりにくくさせるということだ。

政府が独占禁止法改正案を国会に提出した。違反企業への課徴金を重くし、課徴金の対象となる違反行為の拡大も盛り込んでいる。

企業間の競争を促し、不正に対してより厳しい姿勢で臨むのは、国際的な流れだ。今回の改正案はその方向に沿っている。改正案を早期に成立させるべきである。

独禁法は2005年に大改正され、罰則が一気に強化された。課徴金の算定率は大企業の場合、売上高の6%から10%に引き上げられた。しかも、繰り返し違反した場合、5割増しとなる。

今回の改正案では、5割増しの対象に、談合などで主導的な役割を果たしたケースを加える。

違反が時効となる期間も、3年から5年に延長する。これまで時効で逃げ切る企業も多かったが、そうはいかなくなるだろう。

新たに課徴金を科すのは、納入業者に無理な要求をするなどの優越的地位の乱用や、不当表示、不当廉売などの違反である。

製品の品質や成分などの表示をごまかす不当表示は、社会的な影響が大きく、課徴金を科すのは当然だ。算定率は3%だが、故意性が強い場合、もっと重くすべきだとの指摘もある。

原価割れの価格で安売りする不当廉売は、ガソリンや酒類販売など、競争が激しい業界からの働き

かけで盛り込まれた。

改正案では、不当廉売を繰り返した場合、3%の課徴金をかけるとしている。だが、不当廉売と通常の安売りの線引きは難しい。公正取引委員会は慎重な運用を心がける必要がある。

今回の改正作業で自民党と公取委の意見が対立し、結論が先送りされたのが審判制度の扱いだ。

公取委の出した処分不服がある場合に開かれる審判は、公取委の職員らが主導するため、「中立性が保てない」として、自民党は

全面的な廃止を要求した。

これに対し公取委は、談合やカルテルといった違反については審判制度の適用をやめ、直接裁判に持ち込むことに同意した。

だが、企業合併などについてはこれまで通り、審判制度を残すべきだと主張している。確かに、合併の妥当性についての判断などには専門的知識が不可欠だろう。

審判で判事役を務める審判官の人事権を内閣府などに移して中立性を高めれば、一部に審判制度を残してもいいのではないか。